

土地改良施設突発事故復旧事業

明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧その2工事

現 場 説 明 事 項

(第5回変更)

東海農政局

矢作川総合第二期農地防災事業所

1. 一般事項

1) 見積に関する事項について

- (1) この工事の見積は、工事請負変更契約書案、見積依頼書及び現場説明事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積りには、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。

- ・郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課契約係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。

- ・電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。

- ・電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに tokai_nyusatu@maff.go.jp宛送信すること。

- (2) 本工事の見積に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2) 部分払いについて

(変更なしにつき省略)

3) 工事請負契約書案について

(変更なしにつき省略)

2. 特別指示事項

- 1) 一般事項
(変更なしにつき省略)
- 2) 工事概要
特別仕様書(第5回変更)に示すとおり。
- 3) 工事仕様書(共通仕様書、特別仕様書)
共通仕様書、特別仕様書(第5回変更)に示すとおり。
- 4) 契約に係る事項
別紙ー1のとおり

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは令和7年7月31日16時までに書面(FAXも可)をもって東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所明治用水頭首工復旧建設所工事第一課長あてに提出すること。

なお、質問があった場合は令和7年8月1日12時までに書面により回答する。

※下線部は変更箇所

(別紙－１)

契 約 に 係 る 事 項

1. 工種体系区分について

(1) 土木工事について

本工事における工種区分は、「その他土木工事（１）」を適用している。

また、共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分は、「一般交通影響あり（２）－２」を適用している。

(2) 施設機械工事について

本工事における工種区分は、「河川用水門設備製作据付工事」を適用している。

また、共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分は、「一般交通影響あり（２）－２」を適用している。

(3) 建築工事について

本工事の積算における工事種別は、国土交通大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事積算基準」の「建築工事」「電気設備工事」を適用している。

また、共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の区分は下表のとおり適用している。

	共通仮設費		現場管理費		一般管理費
	新営	改修	新営	改修	
建築工事	○	－	○	－	○
電気設備工事	○	－	○	－	○

2. 歩掛適用年及び単価適用年月について

(1) 歩掛適用年等

歩掛適用年及び単価適用年月については下表のとおりとしている。

<u>区 分</u>	<u>歩掛適用年</u>	<u>単価適用年月</u>
<u>当 初</u>	令和５年	令和５年６月
<u>第５回変更新規追加工種（２期工事）</u>	令和６年	令和６年９月
<u>第５回変更新規追加工種（３期工事）</u>	令和５年	令和５年６月

※第５回変更新規追加工種（３期工事）について、最終変更時に歩掛は令和７年度、単価適用年月は令和７年７月へ変更することで考えている。

(2) 新規追加工種の対象工種

1) 第5回変更新規追加工種（2期工事）

第5回変更新規追加工種（2期工事）の対象工種は、Ⅰ．その他土木工事（1）における構造物撤去工（一部）、止水矢板工、固定堰復旧（一部）、P1 堰柱復旧（一部）、エプロン復旧工（一部）、魚道復旧工（一部）、仮設工（2期）（一部）、新規仮設工（一部）、2期事業損失防止施設費（一部）、技術管理費（2期）（一部）、一括計上価格（2期）（一部）及びⅡ．河川用水門設備製作据付工事における電気設備（一部）である。

なお、一括計上価格における左岸魚道ボーリング調査及び家屋調査については単価適用年月を令和6年4月としている。

2) 第5回変更新規追加工種（3期工事）

第5回変更新規追加工種（3期工事）の対象工種は、Ⅰ．その他土木工事（1）における連続箱型鋼製柵復旧工（令和7年度）、仮設工（3期）、3期事業損失防止施設費、3期運搬費、役務費（3期）、及び一括計上価格（一部）である。

3. 建設発生土受入地について

建設発生土受入地は、右岸ヤード（運搬距離5.9km）を想定しており、搬出した土砂が風などで飛散しないよう留意するものとする。

なお、他工事との調整により、建設発生土受入地の位置変更をする場合がある。

4. 下流仮締切材料について

下流仮締切造成に使用する材料は、右岸ヤードに仮置きしている材料を使用するものとする。

なお、関係機関との調整等により仮置き場所を変更する場合がある。

5. 明治用水頭首工管理橋の撤去後の仮設歩道橋について

明治用水頭首工管理橋（以下「水源橋」という。）については、撤去後完全通行止めとすることを想定しているため、仮設歩道橋の設置は計画していないが、関係機関等との調整により仮設歩道橋を追加する場合がある。

6. 明治用水頭首工管理橋の復旧について

水源橋の構造は、設計図面のとおり計画しているが、関係機関との調整により構造を変更する場合がある。

7. 止水・土留工について

(1) 矢板打設に係る使用機械について

土砂部についてはバイブロハンマによる施工、被覆コンクリート、強風化花崗岩（WGr層）及び花崗岩（Gr層）については、油圧圧入引抜機（硬質地盤）による施工を想定しているが、現場条件の相違等によりこれにより難しい場合は、監督職員と協

議するものとする。

(2) 鋼矢板圧入工について

P1周辺土留め及び上流仮締切の油圧圧入引抜機（硬質地盤）による鋼矢板圧入工の作業能力は下表のとおり想定しているが、現場条件の相違等により設計と大きく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、P1上下流土留めについては、同時期に2班で施工することを想定している。

(単位：枚／日)

油圧圧入引抜機 (硬質地盤)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
作業能力	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
油圧圧入引抜機 (硬質地盤)	H25型 圧入長L=15m以下 (上流仮締切：P5、P6部) Con層	—
作業能力	3.7	—

※Con層とは、コンクリート層を含むこと、WG r 層とは、風化花崗岩層を含むこと、Gr層とは、花崗岩層を含むことを示す。

(3) 左岸擁壁部アンカー工について

県道擁壁の滑動防止対策として、アンカー工を計画しているが、関係機関等との調整により、構造等を変更する場合がある。

なお、左岸擁壁部アンカー工の仮設材は下表の供用日数を計上している。

項 目	数 量
H形鋼山留材 (H350)	<u>720</u>

8. 連続箱型鋼製枠復旧用作業構台について

(1) 上部工について

上部工のH形鋼及び覆工板は、発注者より引継ぎ、本工事において賃貸費用及び撤去作業を計上している。賃貸費用については、令和5年9月1日から構台撤去までの832日間を賃貸期間とする。

なお、本工事の賃貸期間を含む総賃貸期間は936日間である。

(2) 下部工について

下部工の鋼管杭は切断し、護岸の復旧を行うこととする。

9. 仮設工（敷鉄板・覆工板）

仮締切内の敷鉄板は下表の供用日数を計上している。

敷鉄板

項目	数量		
	1 期	2 期	3 期
上流仮締切内	138	147	<u>147</u>
上下流接続道路	138	147	<u>147</u>
下流仮締切内	163	172	<u>172</u>
右岸ヤード	235	243	<u>243</u>
台船ヤード	235	243	<u>243</u>

覆工板

項目	数量		
	1 期	2 期	3 期
魚道部	214	222	<u>222</u>

10. 仮設工（鋼矢板）

（1）供用日数

仮締切の鋼矢板は下表の供用日数を計上している。

項目	数量		
	1 期	2 期	3 期
鋼矢板	173	191	<u>173</u>

（2）不足弁償金

不足弁償金については下表の金額を見込んでいる。

項 目	規 格	金 額		
		1 期	2 期	3 期
鋼矢板	Ⅳ型	二	二	二
	ⅤL型	<u>180,000円/ton</u>	<u>180,000円/ton</u>	二

11. 仮設工（右岸ヤード）

右岸ヤードは発注者が管理しており、これを引継ぐものとし、本工事完了時に原形復旧を実施するものとする。

12. 仮設工（電力設備）

電力設備は下表の供用日数を計上している。

項目	数量		
	1 期	2 期	3 期
受電設備・配電設備供用日数	138	147	<u>147</u>

13. 仮設工（排水処理）

排水処理設備は下表の供用日数を計上している。

項目	数量		
	1 期	2 期	3 期
上流仮締切	138	147	<u>147</u>

14. 仮設工（機械経費）

本工事における作業船舶の供用日数は次のとおり想定しているが、現場条件の相違等により設計と大きく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、台船の使用時期（10月～5月）における最大洪水量は、施設管理者が作成している管理日報等により確認された放流量1,123m³/sを想定している。

（単位：供用日）

項 目	1 期		2 期		3 期	
	1 号 台船	2 号 台船	1 号 台船	2 号 台船	1号 台船	2号 台船
油圧スパット 台船（700 t 積）	224	—	<u>233</u>	<u>77</u>	<u>233</u>	<u>77</u>
台船（700 t 積）	—	55	—	二	二	二
クローラークレーン （80 t 吊）	224	55	<u>233</u>	二	<u>233</u>	二
クローラークレーン （100t吊）	二	二	二	<u>77</u>	二	<u>77</u>
資材運搬用台 船（120 t 積）	224	<u>219</u>	<u>233</u>	<u>241</u>	<u>233</u>	<u>241</u>
資材運搬用台 船（仮設橋） （120 t 積）	<u>74</u>	—	<u>74</u>	—	<u>74</u>	二
引船	224	55	<u>233</u>	77	<u>233</u>	<u>77</u>
船外機船	224	55	<u>233</u>	77	<u>233</u>	<u>77</u>

15. 仮設工（安全費）

特別仕様書第4章5（4）2）に示す交通誘導警備員のうち、超勤を要する交通誘導警備員は下表のとおり想定している。

また、交通誘導警備員（B）の配置を想定している。

配置場所		配置期間	交通誘導警備員	配置時間
A	市道(管理橋)(2箇所)	・市道(川向挙母1号線)規制時	2名/日	6:00～20:00
G	県道 340 号線と市道川向挙母1号線の交差点	・資材搬入,搬出時 ・重機搬入,搬出時	2名/日	6:00～20:00
H	水源橋 P3 堰柱付近	仮設橋設置作業期間	1名/日	6:00～20:00

16. 積算上の工期について

本工事の積算上の工期は、令和5年9月10日～令和8年3月23日（926日間）としている。

17. 事業損失防止施設費

（1）汚濁防止フェンスについて

特別仕様書第4章5．（3）3）に示す汚濁防止フェンスは、下表の供用日数を計上している。

なお、善良な使用及び保管管理にも関わらず損傷等により補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

項目	数量		
	1期	2期	3期
汚濁防止フェンス（上流）	243	243	<u>243</u>
汚濁防止フェンス（下流）	243	243	<u>243</u>

（2）濁水処理設備について

特別仕様書第5章8に示す濁水処理設備の稼働日及び炭酸ガス等の添加剤の使用量は下表のとおり想定している。

なお、稼働日等が大幅に相違する場合は、監督職員と協議するものとする。

項目	数量		
	1期	2期	3期
稼働日（日）	<u>92</u>	<u>134</u>	<u>92</u>
炭酸ガス（kg/日）	35.2	<u>35.2</u>	<u>10.6</u>
有機系高分子凝集剤（kg/日）	0.4	<u>0.4</u>	<u>0.12</u>
無機凝集剤（kg/日）	80	<u>80</u>	<u>24</u>

18. 架空線の防護措置について

架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

19. 配置予定技術者の専任について

特別仕様書第3章の2（1）に示す河川内工事期間完了から河川内工事開始までの期間において、技術者を専任しない場合には、「工事一時中止ガイドライン 平成30年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室」に準じた手続きを行うものとする。

20. 洪水等の天災への対応について

（1）出水時における防災対策及び作業制限

河川内作業に伴う防災対策、計画洪水水位及び計画洪水量は、特別仕様書第4章6によるが、作業段階における監視体制並びに作業制限は、次によるものとする。

なお、計画洪水水位及び計画洪水量は、明治用水頭首工地点である。

- 1）降雨等により河川流量が増量すると予想される場合は、監視体制をとるものとする。
- 2）台風時、気象庁による台風予想進路により、当該現場が台風の強風域（15m/s 相当）内となることが想定された場合、次表の中止基準に基づき退避するものとする。
- 3）洪水時、明治用水頭首工管理規程上の上限水位 30.3m を超えないために、洪水吐ゲート操作を開始後、
 - ・洪水吐ゲート1門を 100cm 上昇させて洪水を頭首工下流に流下させた時、退避準備を行うものとする。
 - ・洪水吐ゲート2門をそれぞれ 100cm 上昇させて洪水を頭首工下流に流下させた時、退避するものとする。
- 4）作業中止基準と作業再開基準は、次のとおりとする。

	警戒基準	中止基準	→	再開基準
強 風	平均風速 8 m/s 以上	平均風速 10m/s 以上	→	平均風速 6 m/s 以下
	10 分間の平均風速 現地において風速計により計測する。			
大 雨	10mm/h～20mm/h 未満	20mm/h 以上	→	10mm/h 未満
	川の防災情報：観測所：豊田（豊田加茂建設事務所）の測定値による。			
大 雪	大雪注意報発令	大雪警報発令	→	降雪が治まると判断できたとき
	名古屋地方気象台発表（西三河北西部又は西三河北東部地域）による。			
雷	雷注意報発令	雷鳴・雷光が確認され 落雷の恐れがある場合。	→	雷雲が無くなったと判断できたとき。
	名古屋地方気象台発表（西三河北西部又は西三河北東部地域）による。			
地 震	震度 3 以下	震度 4 以上	→	地震が治まり現場を点検し、異常の無いことが確認されたとき。
	気象庁発表の地震情報（豊田市小坂本町）による。			

（２）退避作業等に要した経費の取扱い

- １）前項(1)により作業制限を実施した場合、当該作業に伴い要した費用については、契約変更により対応する。
- ２）作業制限に要した労務者数等については、速やかに監督職員に報告するものとする。
- ３）この取扱いは、工事請負契約書第 29 条により対応する事案以外について、適用するものとする。

21. 緊急時取水対応設備について

緊急時対応設備の供用日数は下記のとおり。

なお、緊急応急設備の鉄板及び歩道は関連工事である、「明治用水頭首工地区 用水対策その2工事（仮称）」へ引き継ぐことを想定しており、詳細については、関連工事契約後に指示するものとする。

項目	数量		
	1 期	2 期	3 期
水中ポンプ（右岸側）	90	二	二
水源公園発電機（右岸側）	90	二	二
左岸取水口発電機、配線	90	二	二
分電盤	90	二	二
右岸取水口発電機、配線	二	20	20
分電盤	二	20	20
旧安永川護岸補強工（鉄板）	180	120	二
水源公園発電機敷鉄板	180	120	二
河川敷作業ヤード敷鉄板	180	120	二
水源公園スロープ付き歩道工	180	120	二

22. 仮設橋について

（1）供用日数

特別仕様書第5章10に示す仮設橋は、下表の供用日数を計上している。

項目	数量		
	1 期	2 期	3 期
仮設橋上流側	180	180	180
仮設橋下流側	二	270	270

（2）不足弁償金

不足弁償金については下表の金額を見込んでいる。

項 目	規 格	金 額		
		1 期	2 期	3 期
H形鋼山留材	H300	109,500円/ton	109,500円/ton	109,500円/ton

23. 施工対象範囲について

（削除）

24. 堰柱鉄筋の継手及び保護について

堰柱の配筋、継手及びその保護方法の詳細は、別途指示する。

25. 予算調整について

予算調整として下記の数量により計上している。

- ・河川内存置材処理 5,147m³ を 38m³ 計上
- ・仮設工（2期）の安全費において交通誘導警備員 2,972 人の内 554 人を計上
- ・仮設工（3期）の機械経費において供用日数及び運転日数について各 1 日計上
- ・仮設工（3期）の安全費において交通誘導警備員 2,951 人の内 5 人を計上
- ・その他の運搬費（3期）において運搬費について往復計上のところ片道計上

※下線部は変更箇所